

## 東大阪市本庁舎施設内広告設置取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東大阪市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び東大阪市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき、東大阪市役所本庁舎施設内部（以下「施設内部」という。）の壁面等への広告の設置（以下「広告設置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 壁面等 壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段、エスカレーター、エレベーター  
その他施設内部の構造物の表面をいう。
- (2) 許可 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- (3) 広告募集業者 市長から広告設置の決定を受けた広告代理業を営む者をいう。
- (5) 広告物 施設内部の壁面等に広告を掲出する物をいう。
- (6) 広告物の内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン及び色使いをいう。

### (広告物の範囲)

第3条 施設内部の壁面等に設置する広告物（以下「広告物」という。）に掲載できる広告の範囲は、要綱第4条及び基準による。

### (設置場所等)

第4条 広告設置の場所及び位置並びに広告物の形状、仕様、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、市長が別に定めるものとする。

### (期間)

第5条 広告設置の期間は、1年(初年度のみ翌年3月31日まで)を単位とし、最長5年間とする。

### (設置)

第6条 広告物は、広告募集業者が自己の責任及び負担で広告物を調達し、指定箇所に適切かつ安全に設置するものとする。

2 広告物が第三者による破損、盗難等にあった場合は、広告募集業者の負担において修復等しなければならない。

### (募集)

第7条 広告募集業者の募集は、市長がその募集期間及び対象施設、場所、位置、設置期間、設置条件等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(決定)

第8条 市長は、要綱第6条の規定に基づき、広告募集業者を決定する。

(許可)

第9条 広告募集業者は、東大阪市財務規則（昭和42年東大阪市規則第31号）第149条に規定する申請手続等により施設の使用許可を受けなければならない。

(広告料等)

第10条 広告募集業者が広告設置に伴い市に納入する広告料等は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 広告物の設置に係る広告料
- (2) 東大阪行政財産使用料条例（昭和42年東大阪市条例第35号）第3条に規定する使用料

- (3) その他、広告設置に伴い発生する電気代等、諸経費

(広告料等の納入)

第11条 広告募集業者は、決定した広告料等を指定した期日に市長が送付する納入通知書により納入するものとする。

(広告物の内容等)

第12条 別表のとおりとする。

- 2 広告募集業者は、広告主及び広告物の内容について、市の信用性及び信頼性を損なうことのないよう、あらかじめ市と協議するものとする。この場合において、広告募集業者が、広告主及び広告物の内容を変更する場合も同様とする。
- 3 市長は、広告物の内容が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告募集業者に対して広告物の内容の取り消し又は変更を求めることができる。

(広告設置の停止又は取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告募集業者への催告その他の手続を要することなく広告設置を取り消し、又は当該各号に掲げる事由が解消されるまでの期間は、広告設置を停止すること（不可視の状態にすることを含む。）ができる。

- (1) 指定する期日までに広告料等の納付がないとき。
- (2) 前条第2項の広告物の内容の変更を広告募集業者が行わないとき。
- (3) 広告物の内容が要綱第3条及び基準に抵触する場合において、前条第2項の広告物の内容の変更をしても解消されないと。
- (4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) その他市長が広告設置に特に支障があると認めたとき。

(広告物の撤去等)

第14条 広告募集業者は、広告設置の期間が満了したときは、広告募集業者の責任において、原状に復するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

2 撤去作業等により施設を汚損し、又はき損するなどの損害を与えた場合は、広告募集業者の責任において原状に復するものとする。

3 市長は、広告募集業者が前2項の義務を履行しないときは、広告物を撤去するとともに、原状に復し、広告募集業者からその費用を徴収するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 広告募集業者は、広告設置の期間が満了したときにおいて、当該広告設置に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、市長に対して補償を請求することができない。(損害賠償責任等)

第16条 広告募集業者は、広告設置の方法のかし等、自己の責めに帰すべき事由により、施設を破損し又は第三者に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等に当たる責務を有する。

2 設置期間中に市の責めに帰すべき事由により、広告物に破損等が生じた場合は、市の責任において原状に復するものとする。

(広告料等の返還)

第17条 第13条の規定により広告設置を停止若しく取り消したときは、納付済の広告料等を返還しない。ただし、その事由が広告募集業者の責めに帰さないものであるときは、納付済の広告料等のうち停止日又は取消日の翌日以降設置されなかつた日数に対応する金額を当該広告募集業者に返還するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第18条 広告募集業者は、あらかじめ市長の承認を得ないで、この広告設置に関する権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義等の決定)

第19条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月26日から施行する。

## 別表

### (規制業種及び事業者)

1 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載しない。ただし、規制業種の企業による規制業種以外の広告は、掲載基準に定められた業種、商品等の規制範囲内でその掲載を認めるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこ、ギャンブル（公営ギャンブルを除く。）に関するもの
- (4) 占い、運勢判断に関するもの
- (5) 興信所、探偵事務所等の業種
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び事業者
- (8) 法律に定めの無い医療類似行為を行う事業者
- (9) 国税及び地方税を滞納している事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者
- (11) 行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している事業者

### (掲載基準)

1 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (2) 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもの
- (5) 青少年の健全育成に反するもの
  - ア 暴力及びわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの
  - イ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

2 次に掲げるものは、広告媒体に掲載する際、表示規制を要する。この場合において、各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

- (1) 人材募集広告

- ア 労働基準法等関係法規を遵守していること。
- イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘及び斡旋の疑いのあるものは認めない。
- ウ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室、学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

- ア 安易さや授業料及び受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：1箇月で確実にマスターできる等

- イ 合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて表示する。

(3) 外国大学の日本校

- ア 次の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、学校教育法に定める日本の大学ではありません。」

(4) 資格講座

- ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講習を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

「この資格は、国家資格ではありません。」

- イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- ウ 資格講座の募集に見せ掛けて、商品及び材料の売り付け及び資金集めを目的としているものは掲載しない。

- エ 受講費用がすべて公費負担で賄えるかのように誤解される表示はしない。

(5) 病院、医療機関、施術所

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第69条又は第71条に規定する事項以外は表示できない。

- イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条についても、規定する事項以外は表示できない。

- ウ 「医学博士」「○○大学医学部卒業」「○○学会認定医」の表示はできない。

- エ 付帯業務（コンタクトレンズ又は老人保健施設等、医療法にかかわらない業務をいう。）は、医療法により、同一広告枠内での表示はできない。

(6) 介護保険法（昭和22年法律第50号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス

- ア サービス全般

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。例：東大阪市事業受託事業者等

#### イ 有料老人ホーム

(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

#### ウ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等、一般的なものとする。

(イ) その他、利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

#### エ 介護老人保健施設

(ア) 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

(7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

(8) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条及び各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。

ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないかつ法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

(9) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記

する。

イ 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。

ウ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等

(10) 弁護士・税理士・公認会計士等

ア 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

(11) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償については、広告内にすべて記載する必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導があればよいものとする。

イ 不当表示に注意すること。例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

ウ その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(12) 通信販売業

ア 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令89号）第8条から第11条までの規定に反しないこと。

(13) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発、助長するような表現（文言、写真等）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮ある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告は、氏名及び写真は原則として表示しないこと。

ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(14) 映画・興行等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- イ 性に関する表現で扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- オ ショッキングなデザインは使用しない。
- カ その他、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- キ 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。

(15) 結婚相談所・交際紹介業

- ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(16) 募金等

- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- イ 次の主旨を明確に表示すること。  
「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(17) 質屋・チケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等の表示はしない。  
例：〇〇〇のバッグ 50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円等
- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(18) トランクルーム及び貸し収納業者

- ア 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。  
イ 「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示する。  
「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等

(19) ダイヤルサービス

- ア ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容により規制する。

(20) 金融商品

- ア 投資信託等

- (ア) 将来の利益が確実及び保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。
- (イ) 元本保証がない旨等のリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。
- イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等

- (ア) 監督行政庁等の許可及び登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。
- (イ) 安全性、確実性及び有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでないこと。
- (ウ) 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。

ウ その他金融商品

当該金融商品の内容に応じ、本項ア及びイの規定を準用する。

(21) その他、表示について注意を要するもの

ア 宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり）

例：「メーカー希望価格の 50 %引き」 宝石には通常、メーカー希望価格はない。

イ アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

(イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

ウ 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

エ 個人輸入代行業等の個人営業広告

免許の有無及び事務所の有無を確認する

オ 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示する

例：「メーカー希望価格の 30 %引き」